

## 施設ご利用上の注意

### ●申請(利用料お支払)の期限

ホール・ギャラリーをご利用の場合ご利用日の1か月前。会議室などをご利用日の場合1週間前までに手続きを行ってください。(坂戸市文化会館条例第17条第1項による)

### ●納められた利用料は、基本返還できません

なお、日程の変更は1回に限り承ります。申請した利用日の前日までに「変更申請」の手続きを行ってください。(申請した利用日より前8日程変更する場合は、利用日の3日前までに手続きを行ってください)(坂戸市文化会館条例第19条第1項による)

#### 1 利用時間をお守りください

受付開始時刻、搬入開始時刻や展示作業などは、利用時間の範囲内で行ってください。  
午前は9:00~12:00、午後は13:00~17:00、夜間は17:30~21:30が利用区分で入室は各区分とも10分前から可能です。退出時は終了時間までに原状復帰してください。  
夜間は21:30までに駐車場を含めて完全退出願います。

#### 2 入館証(「利用許可書兼領収書」)を忘れずにご持参ください

ご利用当日は、**入館証(利用許可書兼領収書 コピー可)**を持参し、管理棟1階事務室にお越しください。  
入館証を確認させていただき、職員が室を開錠します。  
**お部屋へのご案内は入館証の確認後となります。**

#### 3 原状復帰(入室時と同状態)でご退出をお願いします

原状復帰が終わりましたら、事務室へご連絡をお願いします。お客様と職員と一緒に確認させていただきます。部屋のレイアウトの絵は内線電話の横に置いてありますので、必要に応じてご参照ください。  
複数日に亘りご利用の場合は最終日に確認させていただきます。備品・ワイヤー・フック等、数を確認の上、全て準備されていた場所にお戻しください。破損・紛失に関しては有料となる場合があります。

#### 4 壁に直接ものを貼らないでください

壁材保護のため、**廊下やロビーを含めて直接釘・画びょう・セロテープなどによりものを貼ることはできません。**事務室で養生テープを貸出しますのでご利用ください。

#### 5 廊下での受付・展示などはできません

廊下は利用者の共有部分です。また、**消防法で避難経路の確保**が定められています。避難経路確保のため廊下に机や展示品を置くことはご遠慮ください。

#### 6 ゴミはお持ち帰りください(安全管理上館内にゴミ箱はありません)

#### 7 動物を連れての入館はできません(盲導犬・聴導犬・介助犬は除く)

裏面へ続く

## 8 喫煙・飲食は、定められた場所をお願いします

喫煙・室内での飲食は、主催者により決定していただきますが、次のことはお守りください。

- ① 館内での喫煙は禁止となっています。中庭等所定の場所で喫煙ください。
- ② 館内で飲食できる場所は定められています。(第1~4会議室、1、2階多目的室、第1~5楽屋、ホワイエ(ホールロビー)、レストランみーる)  
飲食物をお持込される場合は事前に申請してください。
- ③ ホール内、ギャラリーA、B、管理棟1階ロビー、2階ラウンジでの飲食はご遠慮願います。

## 9 安全配慮をお願いします

ホール主催者は、イベント開始前のアナウンスにて来館者に非常口の位置を事前にお伝えください。

また、身体に障がいがある方、車椅子及び歩行器などを利用されている方がいらっしゃる場合、十分に安全配慮をしてください。

## 10 宗教団体をご利用される場合

本館内(敷地内)における勧誘行為の一切を禁止します。

(書籍・DVDなどの販売、ご利用の講演以外の勧誘に繋がるチラシ・パンフレットの配布を含む)

## 11 その他

- ・展示販売の利用期間中における美術品・展示品の盗難には十分ご注意ください。当会館では責任は負いません。
- ・施設の建物・壁・床など館内備品の破損、汚した場合は、速やかに事務室へご連絡ください。状況によっては弁償などをお願いすることがあります。
- ・駐車場での盗難などトラブルに関しては、会館は一切の責任は負いませんのでご注意ください。
- ・お納め頂いた利用料金は、坂戸市内外のいかなる施設への振替はできません。予めご了承ください。
- ・アロマオイル・お香・線香・香水等の匂いのあるものの物販及び演出等は、皆様のご利用以後のお客様には不快と感じる場合もあります。よって、これらの物品の利用は会館が特別に許可した場合を除き、使用はご遠慮ください。
- ・利用料金の領収書を、他の団体名に書き換え、分割するサービスは行っておりません。

坂戸市文化会館